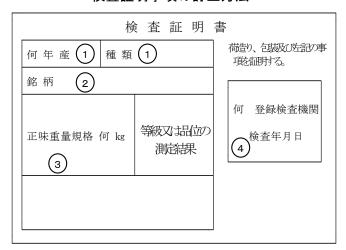
## 検査証明事項の訂正方法



- ① 種類、年産・・・当該農産物の検査を行う登録検査機関の農産物検査員の認印の押印により行う。
- ② 銘柄・・・誤った記載事項を抹消の上、農産物検査員の認印を押印し、適正な記載事項を記載する。
- ③ 量目・・・別紙5手順8の⑤に規程された方法による。
- ④ 検査証明月日、登録検査機関名(機関名付き日付印)・・・誤って押印した場合は、
  - (ア) 誤印をマジック等により二重線又は×書きで抹消し、余白に正しい印を鮮明に押印する。
  - (イ) 誤印の上に誤印を逆さにして重ねて押印することによって印影を不鮮明にして、余白に正しい 印を鮮明に押印する。